

秋田市告示第264号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

名称	上北手地区コミュニティセンター
所在地	秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1
対象	洪水、地震
収容人数	42人